

大石田町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
22年度	8,318	4,953,369	296,668	889,574	18.0	16.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

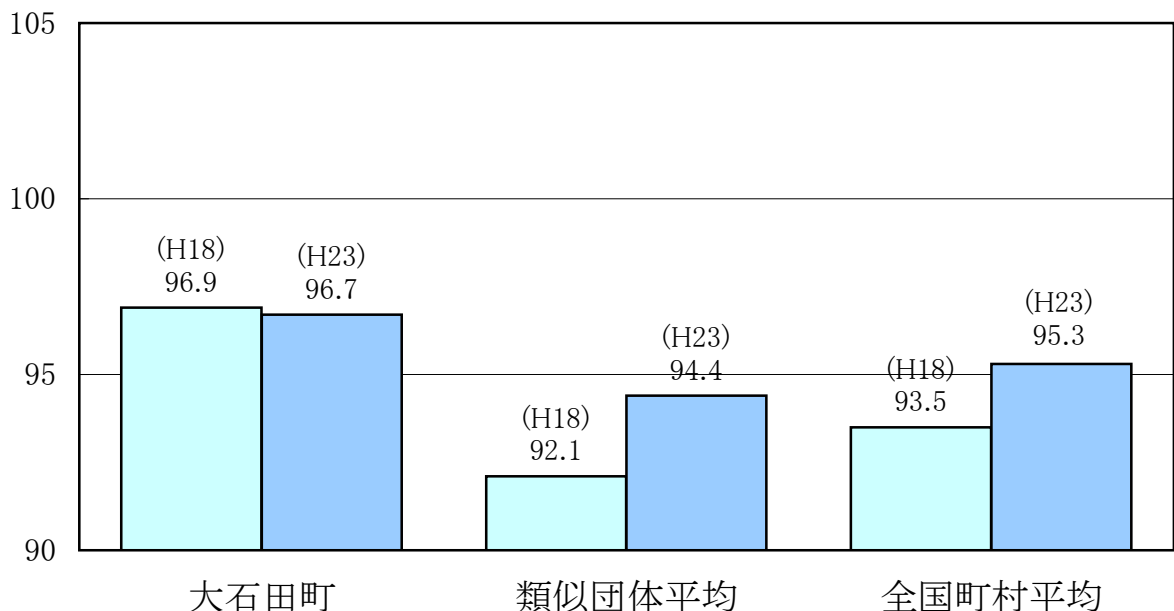
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	95	375,681	59,149	135,280	570,110	6,001	5,567

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

- ・特別職報酬の削減
町長20%、副町長15%、教育長10%
議員報酬（月額）議長△10,000円、副議長△7,000円、議員△5,000円
- ・管理職手当の20%削減

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況（平成23年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給料月額	135,600	185,800	229,000	261,900	289,200	320,600
最高号給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（23年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大石田町	41.8 歳	318,900 円	357,806 円	340,917 円
山形県	44.0 歳	349,400 円	431,600 円	376,400 円
国	42.3 歳	327,205 円	—	397,723 円
類似団体	43.3 歳	320,005 円	369,825 円	345,856 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
大石田町	46.4歳	12人	339,300円	359,425円	355,308円	=	=	=	=
うち用務員	44.8歳	3人	330,000円	347,933円	351,216円	用務員	53.8歳	209,700円	1.66
うち自動車運転手	47.2歳	4人	341,400円	371,525円	364,504円	自家用自動車 運転者	50.0歳	187,300円	1.98
うち学校給食員	48.9歳	3人	350,000円	369,133円	359,642円	調理士	40.3歳	217,500円	1.70
山形県	43.9歳	551人	322,000円	368,800円	343,100円	=	—	—	—
国	49.5歳	3,689人	283,862円	—	321,662円	=	=	=	=
類似団体	48.7歳	7人	277,692円	296,230円	288,237円	=	=	=	=

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
大石田町	—	—	—
うち用務員	5,576,796円	2,943,200円	1.89
うち自動車運転手	5,953,500円	2,699,800円	2.21
うち学校給食員	5,861,296円	2,957,200円	1.98

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成20年～22年の3ヶ年平均)
 ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において、完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※ 人事院・人事委員会の職種別民間給与実態調査は、事業所規模50人以上の民間労働者を対象にしているのに対して、民間企業側の調査資料(賃金センサス)では企業規模10人以上の企業の民間労働者を対象にしている。

※ 技能労務職員については、臨時・非常勤等職員を除外する常勤職員であるが、民間企業側の調査資料(賃金センサス)は「フルタイムパート労働者、契約社員、アルバイト」などが含まれる。

(2) 職員の初任給の状況（23年4月1日現在）

区 分		大石田町	山形県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	I種 181,200 円 II種 172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	138,700 円	135,600 円	—
	中学卒	121,200 円	125,400 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（23年4月1日現在）

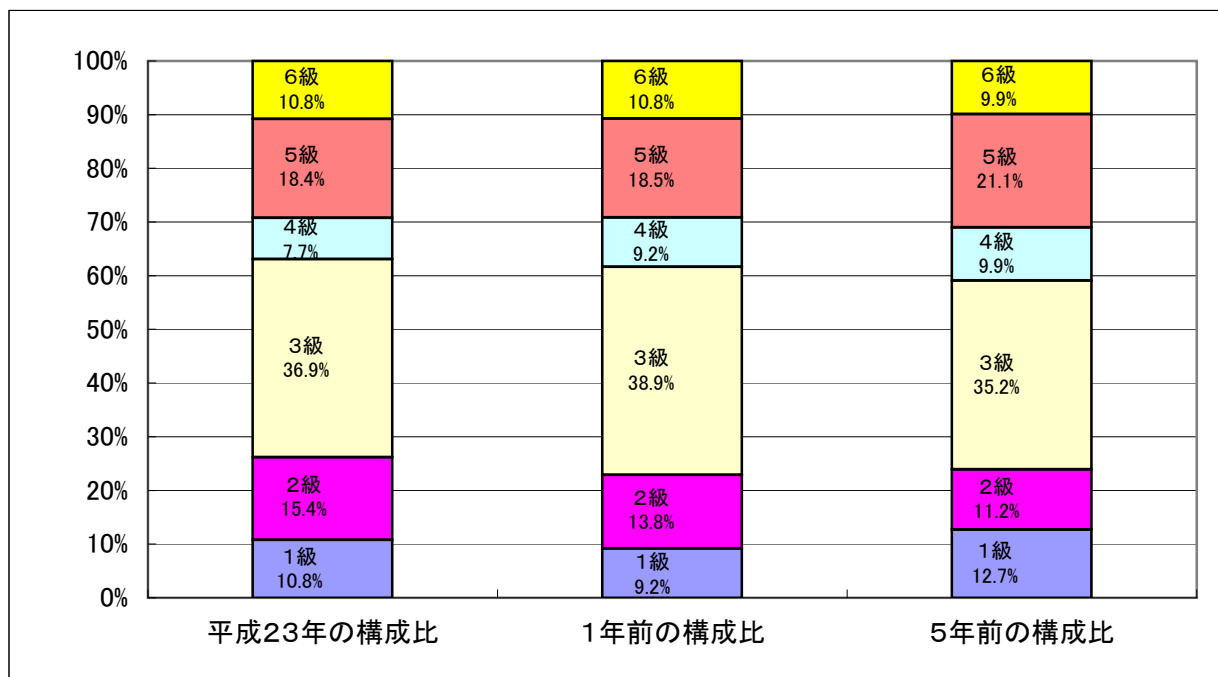
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	276,600 円	313,100 円	337,400 円
	高校卒	236,800 円	296,000 円	319,300 円
技能労務職	高校卒	— 円	289,700 円	322,000 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（23年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	課長	7 人	10.8 %
5 級	主幹	12 人	18.4 %
4 級	主査、主任	5 人	7.7 %
3 級	主査、主任	24 人	36.9 %
2 級	主事	10 人	15.4 %
1 級	主事、主事補	7 人	10.8 %

- (注) 1 大石田町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年度に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

・地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を昇給日として全職員に対して勤務成績の評定を実施しているが、人事評価制度は実施していない。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大石田町	山形県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,412 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,535 千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.20 月分 (0.60)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

・人事評価制度は実施していない。

(2) 退職手当（23年4月1日現在）

大石田町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			・定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
・退職時特別昇給の状況(勸奨のみ4号)					
1人当たり平均支給額	0 千円	23,620 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（23年4月1日現在）

- ・制度なし

(4) 特殊勤務手当（23年4月1日現在）

- ・制度なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績（21年度決算）	30,624 千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	322 千円
支給実績（22年度決算）	33,976 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	365 千円

(6) その他の手当（23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 一般の扶養親族 6,500円 (職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11,000円)、 扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	同じ		11,948 千円	234,275 円
住居手当	借家 限度額27,000円	同じ		1,554 千円	259,000 円
通勤手当	交通機関利用 限度額 55,000円 交通用具使用 限度額 23,500円	異なる	現状に合わせた	3,990 千円	75,283 円
管理職手当	給料月額100分の8	異なる	財政難	3,279 千円	409,871 円
宿日直手当	一般の宿日直 4,200円	同じ		— 千円	— 円

6 特別職の報酬等の状況（23年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料 報 酬	町 長	656,000 円	(820,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額		
				870,000 円 / 523,000 円		
	副 町 長	539,750 円	(635,000 円)	666,000 円 / 265,500 円		
	議 長	300,000 円	(310,000 円)	355,000 円 / 198,000 円		
副 議 長	248,000 円	(255,000 円)	316,000 円 / 155,000 円			
議 員	235,000 円	(240,000 円)	301,000 円 / 131,000 円			
期 末 手 当	町 長	(23年度支給割合)				
	副 町 長	給料月額に40%を加算して 2.8 月分				
	議 長	(23年度支給割合)				
	副 議 長 議 員	報酬月額に40%を加算して 2.8 月分				
退 職 手 当	町 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
		820,000円×在職月数×0.567		22,317,120円	任期毎	
	副 町 長	635,000円×在職月数×0.331		10,088,880円	任期毎	
	備 考					

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

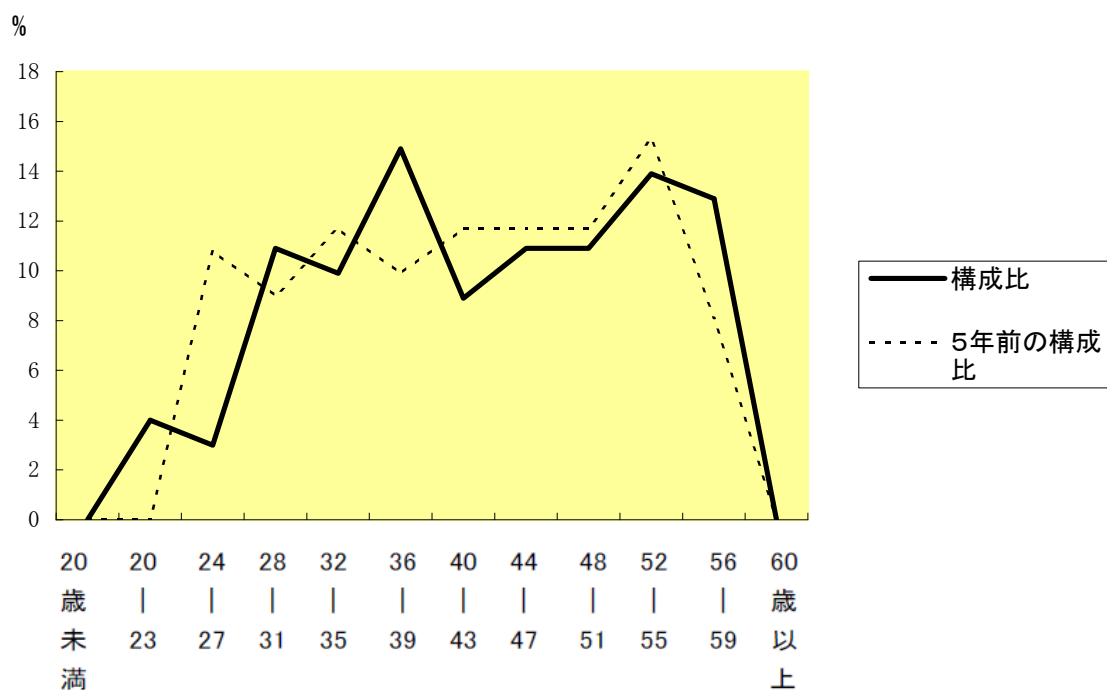
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成22年	平成23年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	
		総 務	23	22	△ 1	運転手退職者不補充(△1)
		税 務	8	9	1	税務部門の勤務条件の改善(+1)
		農 林	8	7	△ 1	地籍調査事業の縮小(△1)
		商 工	3	3	0	
		土 木	8	8	0	
		民 生	19	19	0	
		衛 生	4	4	0	
	計	76	75	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 90.17 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数) 97.71 人	
	教育部門	20	21	1	歴史民俗資料館の勤務条件改善(+1)	
小 計	96	96	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 115.41 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数) 121.26 人		
公 営 会 企 業 部 等 門	その他	6	6	0		
	小 計	6	6	0		
合 計		102	102	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 122.63 人	
		[132]	[132]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（23年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	4人	3人	11人	10人	15人	9人	11人	11人	14人	13人	0人	101人

(3)職員数の推移

部門別 \ 年度	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	79	79	79	77	76	75	△4 (△5.06%)
教育	27	23	21	21	20	21	△6 (△22.22%)
普通会計計	106	102	100	98	96	96	△10 (△9.43%)
公営企業等会計計	6	6	6	6	6	6	
総合計	112	108	106	104	102	102	△10 (△8.93%)